

運営規程の概要及び重要事項

社会福祉法人安寿会

小規模多機能の家 こうの

(小規模多機能型居宅介護)

(介護予防小規模多機能型居宅介護)

運営規程の概要及び重要事項説明書

第1章 事業者の概要

事業者	名 称	社会福祉法人 安寿会		
	所 在 地	(郵便番号 791-8006) 松山市安城寺町1427番地1		
	代表者名	理事長 梶原 真人		
	電話番号	089-978-6910	FAX 番号	089-978-6932

第2章 ご利用の事業所の概要

事業所	名 称	小規模多機能の家 こうの		
	所 在 地	(郵便番号 799-2436) 松山市河野別府179番地1		
	管理者名	山本 志織		
	電話番号	089-993-2920	FAX 番号	089-993-2911

第3章 基本理念と運営方針

基本理念	1. お年寄りに対する尊敬の気持ち 2. やりがいのある職場作り 3. 地域社会への貢献
事業目的	要介護者・要支援者に対する適正な事業の提供
運営方針	利用者の自己実現を目指す 1. 自らの意思決定（自己決定）の尊重 2. 個々の生活習慣や文化、価値観（家庭的生活）の尊重 3. 自立生活への支援 4. 喜び、生きがいを見出すための支援 5. 社会との接触を保つための支援

第4章 「小規模多機能の家 こうの」の概要

敷地及び建物

敷 地		2856.43㎡（865.58坪）
建 物	構造	木造 平屋建て
	延べ床面積	286.45㎡
宿 泊 室	種類	全室個室・床暖房完備
	室数	9室
	1室当りの面積	9.92㎡
登録定員	24名	
利用定員	宿泊利用定員	9名／日
	通い利用定員	12名／日

第5章 従業者の職種、員数及び職務内容

（従業者の職種、員数及び職務内容）

職 種	員 数	職 務 内 容
管 理 者	1 名	事業所の従業者の管理及び業務の管理を行うと共に、各居宅支援事業者との連携や苦情処理などを行う。
介護支援専門員	1 名以上	自らも介護従事者として勤務するとともに、登録者に係る居宅サービス計画（介護予防サービス計画）及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を作成する。
介 護 従 事 者	9 名以上	介護従業者は、運営基準に従って利用者の介護を行う。介護従業者のうち看護職員は、登録者に対する健康管理等を行う。 （内、1 名以上は看護職員）

第6章 営業日及び営業時間

（営業日及び営業時間）

- (1) 営業日 年間 365 日とします。
- (2) 営業時間 通いサービス 6 : 00 ~ 22 : 00
宿泊サービス 22 : 00 ~ 6 : 00
訪問サービス 24 時間

第7章 「小規模多機能の家こうの」のサービスの内容

（通いサービス・宿泊サービス・訪問サービス）

（1）介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事 の 介 助	食事の時間（目安として）朝食 7 : 30 ~ 8 : 30、昼食 12 : 00 ~ 13 : 00、夕食 18 : 00 ~ 19 : 00。（介護予防）小規模多機能型居宅介護の主旨に基づき、利用者の身体的状況及び嗜好を考慮し、原則として介護職員と利用者が共同で調理します。
排 泄 の 介 助	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行ないます。
入 浴 の 介 助	利用者の状況に応じて必要な入浴介助を行います。
着 替 え 等 の 介 助	生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
機 能 訓 練	利用者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復、又は、その減退を防止するための機能訓練を実施します。
健 康 管 理	緊急時必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。利用者が通院する場合、ご家族での対応が困難な場合には、配慮します。
相談及び援助	利用者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

（２）介護保険給付外サービス

種 類	内 容
レクリエーション等の行事	レクリエーションや外出等の行事を企画しています。

（３）利用料

別紙料金表参照

第８章 苦情申立先

相 談 窓 口	相談担当者 （管理者）山本 志織	電 話：９９３－２９２０ ＦＡＸ：９９３－２９１１
---------	---------------------	------------------------------

本事業者で解決できない苦情は、下記に設置された委員会等に申し出ることが出来ます。

松山市介護保険課事業者指定・指導担当	松山市二番町４丁目７－２ 電話：０８９－９４８－６９６８
愛媛県国民健康保険団体連合会 介護・事業課	松山市高岡町１０１－１ 電話：０８９－９６８－８７００
愛媛県福祉サービス運営適正化委員会	松山市持田町３丁目８番１５号 電話：０８９－９９８－３４７７

第９章 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人慈孝会 福角病院
所 在 地	松山市福角町乙６９番地１
電 話 番 号	０８９－９７９－５５６１
院 長 名	角南 典生
診 療 科	内科・リハビリテーション科
入 院 設 備	有
救急指定の有無	無

第１０章 協力歯科医療機関

医療機関の名称	松本歯科医院
所 在 地	松山市河野別府１９２
電 話 番 号	０８９－９９３－３１６６
院 長 名	松本 信

第１１章 通常の事業の実施地域 松山市（島しょ部を除く）

第 1 2 章 ご利用の際に留意していただく事項

来 訪 ・ 面 会	面会時間 8 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0 (但し、緊急の場合はこれに限りません。) 来訪者は、面会時間を面会簿に記入して下さい。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得て下さい。なお、通いサービス利用者への面会は随時可能です。
外 出 ・ 外 泊	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出て下さい。又、外出・外泊簿に記入をお願い致します。
居室・設備・器具の利用	居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
迷 惑 行 為 等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。又、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにして下さい。
所 持 品 の 管 理	貴重品は本人管理となりますので、できるだけ持参されませんようお願い致します。
現 金 等 の 管 理	小額の金銭管理は利用者本人をお願い致します。
宗教活動・政治活動	他の利用者に対する宗教活動及び、政治活動はご遠慮ください。
動 物 飼 育	ペットの持ち込みについては、事前にご相談下さい。

第 1 3 章 緊急時等における対応方法

サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

第 1 4 章 事故発生時の対応

利用者に対する指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。又、利用者に対するサービスにより、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。

第 1 5 章 非常災害対策

- (1) 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成します。
- (2) 非常災害に備え、少なくとも 6 ヶ月に 1 回は避難、救出その他必要な訓練等を行います。
- (3) 事業所は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に対する具体的な契約や、通報・連携体制について定期的に従業者に周知するものとします。
- (4) 非常災害の予想される種別を立地条件等から、火災災害、地震災害、風水害災害、渇水害災害とし、災害種別ごとに具体的な計画をたてるものとします。
- (5) 非常災害対策の具体的な計画書(災害対策マニュアル)を、事業所内の見やすい場所に掲示するものとします。
- (6) 災害対策マニュアルに沿った備蓄品の確保に努めるものとします。

第 1 6 章 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の発生又はその再発を防止するため次に掲げる措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業

者に周知徹底を図ります。

(2) 虐待防止のための指針の整備を行います。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施を行います。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置を行います。

2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

第17章 その他運営に関する重要事項

(秘密保持等)

(1) 事業所の従業者は、正当な理由なく、業務上に知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしません。

(2) 従業者の退職後に於いても、業務上に知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じます。

(3) 指定居宅介護支援事業等や緊急やむを得ない時の医療機関等に対して、利用者に関する個人情報あるいは療養情報を提供する際には、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報をを用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により同意を得るものとします。

(第三者評価の実施状況)

実施の有無	有
実施年月日	令和6年3月12日
評価機関	運営推進会議
評価結果の開示状況	玄関にファイルを設置